



知っておきたい！ 健保のコト

VOL.15

新型コロナ対応で初診もオンライン

情報通信機器（スマートフォンやパソコンなどによるオンライン）を用いた保険診療は2年前に認められた新しい受診形態です。これまで、初診は医療機関で医師と対面で行うことが原則でした。しかし、新型コロナウイルスによる院内感染の拡大を防ぐため、国は4月初診から電話や情報通信機器（以下、電話等）を用いた診療を推進する方針を示し、その価格である診療報酬を決定しました。

電話等を用いた診療の初診料は、△当該医療機関の受診歴がない患者に医師が電話等を用いた診療が可能と判断した場合△過去に当該医療機関の受診歴があるが、現在受診していない患者の新たに生じた症状に対して診療を行う場合は2140円。当該医療機関で継続して治療を受けている患者が新たに別の症状についての診断・処方を受ける場合は、電話等を用いた再診と位置付けて730円となります。

今回の制度は、新型コロナウイルスの感染が広がったことを受けての特例的な時限措置です。いつまで続くかは決まっていません。ただし、従来の対面を中心とした働き方が大きく変わり、国や多くの企業で、ICT(WEB会議など)の導入が急速に進む中、恒久的なオンライン診療の導入を求める意見もあり、今後、関係者間の議論が注目されます。



感染症の歴史をひもとくと、中世ヨーロッパで当時の人口の3分の1が死亡したペスト、20世紀初頭に世界中で5億人以上が感染し、死者数が2千万人もとも4千万人ともいわれるインフルエンザ（いわゆるスペイン風邪）などが挙げられます。近年では、不治の病といわれたエイズも、治療薬の開発などにより、人類はこれらを克服してきました。新型コロナウイルスも、例え治療薬が開発されても、インフルエンザなどと同じよ

うに世界から完全に消えるわけではありません。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が全面的に解除されました。これは国民の皆さんが出外時にマスクをし、3密を避けるなど2カ月近く辛抱強く自粛し、感染防止に努めた結果にほかなりません。6月に入り街には人が増えだしましたが、再び感染者が急増し東京都は一時、「東京アラート」を発令しました。今後もソーシャルディスタンスなどさまざまな感染予防対策の継続が必要で、国民生活の全面再開までは程遠いことがうかがわれます。